



周防柵の伝領と經營

— 鎌倉期の得地保を中心として —

国 守 進

はじめに

- 一 得地保について
- 二 東大寺知行の前提
- 三 東大寺の柵經營
- 四 東福寺の保支配と東大寺
むすびにかえて

はじめに

鎌倉初年の南都復興に周防国が果たした役割については重源上人の柵經營を通して良く知られている。伊賀国における玉澣柵・黒田柵をあげるまでもなく、古来より、ことに大寺社にとって、柵はその造営用材の補給地として重要な

であつたから、寺社領として莊園化されるものが多かつた。

ところで、周防國の袖はすでに平安時代から良く知られており、その中心をなす得地保は国衙領に属して莊園化されることなく、袖の利用は知行國化、あるいは特定の国家的作事に保の知行を國が認めるかたちでなされたから、保の知行・經營は寺社の用材確保の目的もあって、普通の莊保とはことなつた性格を帶びたと考えられる。

小文で取り上げた得地保については、上下保それぞれの伝領についてなお明らかでない部分もあり、また、その經營利用についても下得地を中心みられすぎた傾向がある。こうした問題をふまえ、鎌倉期の得地保における東大寺・東福寺を中心として、その伝領と經營・支配の様相を考察することを小文の課題としたい。

-

寛永期の成立になると考へられる『本朝地理志略』（続々群類第八）には「周防國山多木材木」と記している。このことは他国の記述と照らし合わせて、周防國の地理的特長がこのように把握されていたことを意味している。中世において、これは「周防袖」（東大寺造立供養記）、「周防國袖」（吾妻鏡）などと用いられ、具体的には「沙弥行恵家領处分状案」には「周防國得地上保有袖山」と出てくる。

治承三年、平清盛の福原遷都に際して、藤原邦綱に周防國を知行させて福原京の中心となる里内裏を造進せしめることがあつた⁽²⁾。邦綱はこれより先、仁安二十三年にかけて周防権守に任せられているが、「襲芳舎」「待賢門」「八省廊」造進等の功によって榮達し、正三位權大納言の「大福長者」になつた、成功のベテランであつた。

このことはとりもなおさず、周防袖が平安期に造営用として重視されていたことを裏付けるものである。

ところで、鎌倉期における周防袖は具体的には得地保を指していることは確かである。これについては後述するとして、こゝではまず、得地保の境域について一応の理解を試みておきたい。

近世における徳地は、大別して上徳地・中徳地・下徳地に三分されるのが一般的で、風土注進案によれば、上徳地一馬神村・上村・米光村・堵村・夏切村・中徳地一藤木村・島地村・山畠村・串村・鯖河内村・高瀬村・巢山村、下徳地一伊賀地村・堀村・小古曾村・深谷村・八坂村・引谷村・船路村・野谷村・三谷村・柚木村となつてゐる。徳地上・中・下の区分はこれより先、寛永検地時にもみられるが、さらにこれを中世に溯らせて保域を比定してみたいと思うのである。

最初に、繁雑になるが、中世文書にあらわれた得地保の呼称の代表的なものを年次を逐つてあげてみよう。

得地保⁽³⁾・上得地・下得地保（天福元、宮寺縁事抄）

得地上保・上得地保（建長二、沙弥行恵家領处分状案）

上得地下村（文安五、東福寺知事連署切符案）

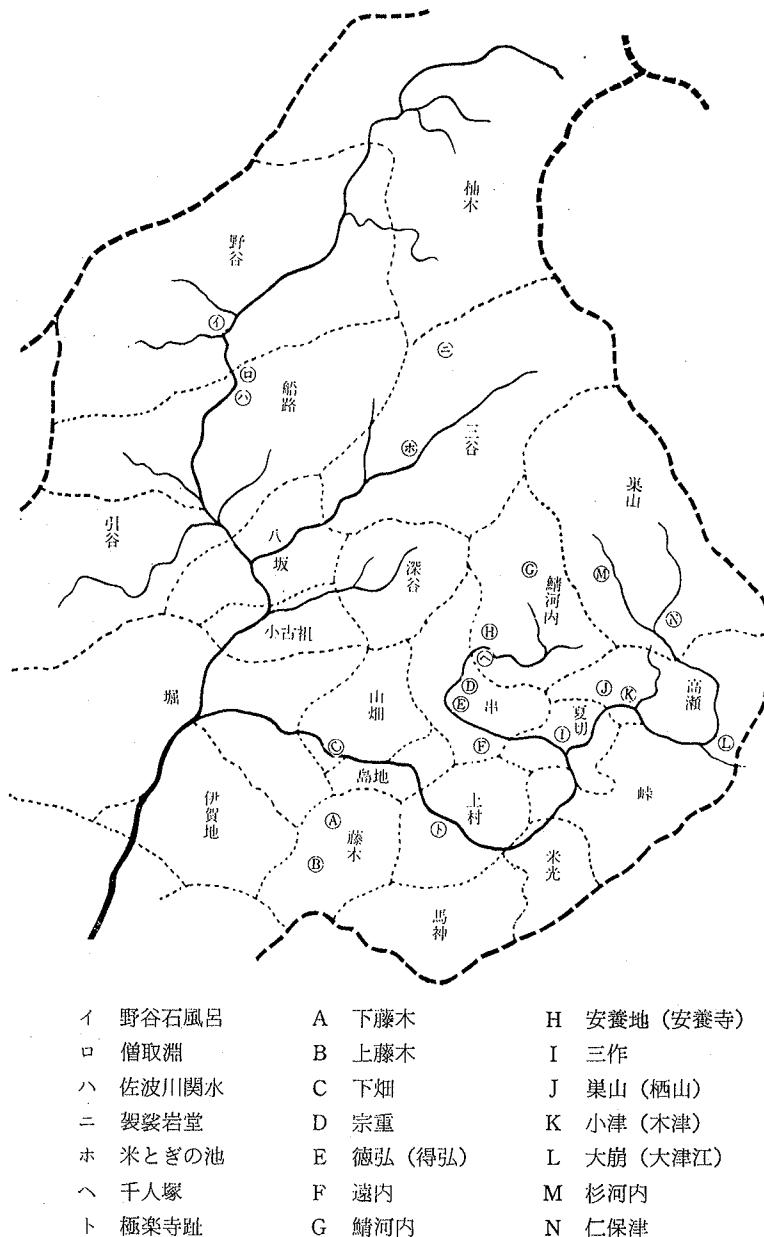
得地上村（宝徳三、東福寺領周防上得地保常楽庵仮餉錢送文）

得地三箇村（享徳三、東福寺領周防得地保伊佐江津田布施村段錢納下帳案）

得地上兩村（長禄二、足利義政御判御教書）

以上みると、得地について、物称としては得地庄・得地保であったが、大きく上得地・下得地に分かれしており、室町期になると、上得地下村・上村あるいは得地三箇村のように、得地全体を三分するような呼称がみえてくる。

「得地上兩村」とは上得地保の上村・下村の意味であり、「得地三箇村」とは、下得地・上得地上村・上得地下村のことであつて、最初、上得地保・下得地保の二ブロックであつたものが、伝領関係ではこの形態をのこしながらも、

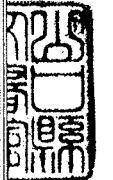


室町期になると具体的な地域支配の点で三ブロックに分けられるようになつたことを示している。

右の三ブロックの地域的な比定が次に必要である。これまでの定説と考えられる御蘭生翁甫氏の所論（防長地名淵鑑）を引用すると、上得地上村は「島地盆地の上村の義なり」とし、上得地下村は「島地盆地の下村の義にて、上村に對す。今の島地、島地市に亘る」とある。下得地保については、佐波川本流が串流する、出雲村・八坂村・柚野村に亘るとしておられる。

得地全保域については、近世の上・中・下徳地に含まれる地域を比定してほゞ間違いないと思われ、この点については後に補説したいと思う。こゝでは、史料的制約もあり、上得地下村の地域を比定することによつて、保の三ブロックを把握するという方法をとりたい。

「東福寺領周防下得地（上得地下村）保未進年貢請状引付」（大日本古文書（以下略）東福寺文書四四六）および「東福寺領周防得地保未進年貢請状引付」は年次不明であるが、その内容より推して室町期のものと考えられる。前者は後部が裏の継花押を左半部に残しながら継紙がないことから後欠文書と思われ、後者も前後欠文書である。しかし、いずれも上得地下村のものである。両文書の内容は、未進分年貢の請状を差出した下村の名主層が名を連ねており、記名の上に地名を冠したものがみられる。それら地名の構造を現在の徳地域内に索めると次の地名を探し出すことができた。



周防柏の伝領と經營（国守）

四八

13 仁保津（仁保津河内）

これらの地名の位置を地図に示すと図の如く、上得地保の北半に分布していることがわかる。すなわち、この分布から指摘されることは、上得地下村が島地盆地から島地市に至る狭い地域に限られたものでなく、上得地保の北半部を指す地域的名称であったという点である。天文十九年の「梅霖守龍周防守向日記」には「上村・中村・下得地」という使い方があらわれてくる。このうち、中村は上得地下村を指すものであつて、近世における上・中・下徳地の呼称はすでに戦国期に生じていたと思われ、これがそのまま近世にスライドしていくと考えることができる。

(1) 公卿補任によれば、藤原邦綱は治承元年、権大納言に任せられ、里内裏造営を命ぜられる七月に権大納言を辞している。これが時期的に一致しているが、具体的にどのようななかたちで周防国を利用したか全く不明である。

得地柵が用いられた可能性もあるが、もしそうであれば中世の周防国衛領中、特殊な位置にある得地保の性格の端緒をこの造里内裏に見出すこともできよう。

(2) 「平家物語」卷五、「賀茂注進難記」。

大森金五郎「福原遷都の研究」(『武家時代之研究』所収)。

(3) 中世においては「得地」が一般的であった。しかし、「徳地」の用いられた例もみとめられる。たとえば、至

(4) 東福寺文書四四六号文書は上得地下村のものであるが標題を「下得地保云々」としており、「下村」を「下得地」と誤認している。

平氏の福原造営に際して、藤原邦綱が周防国を知行して里内裏の造営に当たつたこと、そして具体的には得地柵が用いられた可能性についてさきに述べた。本節ではその後の鎌倉期の伝領関係に言及する。

「沙弥行恵家領处分状案」(東福寺文書九)には九条道家が東福寺に寄せた所領・末寺等が記載されているが、このなかに上得地保がみえる。九条家の所領の大部分は忠通から聖子(皇嘉門院)、兼実、任子(宜秋門院)を経て良経、道家と伝えられたのである。

したがつて、上得地保もこの伝領関係から考えられることが多く、「月輪寺薬師堂縁起事」(寺社由来)にも「薬師堂初旦那月輪殿御建立所、依是被号月輪寺」「文治五年九条大臣兼實公御建立、承元二年月輪寺号則位牌月輪円照大禪門と有之木像有之」とあり、上得地保と九条兼実の由緒を伝えている。ところが、元久元年四月⁽¹⁾、兼実はその所領を宜秋門院に譲与したが、その中には周防国については屋代庄のみで上得地保は見当たらないのである(九条兼実惣處分状)。しかしながら、鎌倉末期の延慶元年、東福寺住持琛海が上得地保の再知行を請った際、九条家との由緒を述べたなかで、上得地と九条家との由緒を元暦年中より、としている点に注目したい。琛海の争論の相手東大寺も元暦年中からの保と九条家との由緒を別に否定していないことなどから考えて、上得地が元暦頃九条(兼実)に家領として与えられたことは首肯できる。從来、院政に批判的であつた兼実が平家追討を契機として院・頼朝に接近する事実はこれと無関係とはいえない。

上得地保の九条家領化とほど同じ頃、上・下得地は頼朝の寄進によって石清水八幡宮となつた。八幡宮の訴えると

ころによると、⁽²⁾「平家追討之初」頼朝より「為上分得地之郡分」を寄進された。しかしその後、東大寺および法勝寺九重塔造営の時、「杣之便宜」により國に付せられた。この時、向後の煩を断つために下得地は手離したが、上得地保は以後も神領として官符・宣旨を得てきたにもかゝわらず、東大寺大勧進行勇に顛倒され、その後も上得地の替地については何らの議もない、というのであった。頼朝の石清水八幡宮領に関する下文は文治元年正月が初出である（石清水文書一二六）。当文書は宮領における武士の年貢抑留、兵糧米の徵収を停止したものであるが、対象はいずれも從来からの宮領であって、周防国では遠石別宮・石田保のみである。しかしながら、如上の主張を含む天福元年の訴条々は、宮領にかゝわる未決の訴訟事件や新補地頭撤回要求などを盛り込んだ詳細かつ大がかりなもので、この中の「得地庄替事」の内容は信憑性の認められる点が多く、得地保が宮領であったことは事実であろうと考えられる。天福元年の訴条々は朝廷に訴えるものと幕府に訴える条々とに分けられているが、得地の件は前者に含められている。八幡宮の狙いは上得地の替地として他の国領を獲得しようという点にあつた。⁽³⁾しかし八幡宮自体が指摘するようく、寛喜三年以後は国領（東大寺領）に移され、以後石清水の訴えは果たされることはなかつた。

石清水宮の得地知行を中断せしめる原因となつたのは治承四年の南都焼亡であった。養和元年、俊乗坊重源は東大寺造営勧進の宣言をえ（東大寺造立供養記）、彼自身の技術者集団を率い、別所を基点として造仏活動に着手する。⁽⁴⁾

彼の大仏铸造活動は養和元年から寿永三年までの四年間でほど終了したが、この間、彼は大仏殿再建のための用材を苦心して各地に求めていた。大仏铸造のほど完成した寿永三年頃、彼は吉野山中に巨木を見出し、次いで元暦二年には伊勢大神宮の杣で用材を伐採することを請うて（玉葉、元暦二・三・三〇）。翌文治二年、伊勢大神宮の神前において、東大寺僧六十口を率いて大般若經を転読したこと、こうした具体的な造寺活動と密接に関連しあつているのである。しかしながら、この年は大神宮の本遷宮の年に当たり、大神宮自身にも用材が必要であつたから彼の希望は叶えられなかつたと思われる。当然、これ以外の杣が求められねばならなかつた。

平安末期の嘉応二年、鎮西贊願寺丈六阿弥陀如來の造立が発願された。翌承安元年、「周州小県杣人某甲」が料米十三石で如來像用材の伐出しを依頼され、周防杣に求めることが三度目にしてようやく「真木」をえ、翌二年夏秋にかけて九一本を運送している。同三年、造像のことは終り、安元々年、供養が行なわれた。そしてこの供養を掌つたのは「備前州日応山入唐法師榮西」である。⁽⁵⁾注目すべきことは重源がこの丈六像に結縁していることである（南無阿彌陀仏作善集、以下作善集）。

このように、栄西・重源と周防杣のかゝわりは非常に古く、したがつて大仏殿再興にあたつて重源の意中にすでに周防杣があつたことは間違いないのである。

文治二年三月、周防国が造営料國に宛てられるに決した。⁽⁶⁾これはまず後白河院下文を以て決せられたものであるが、當時周防国は時白河院領であり、のち院が重源の造寺活動に援助を与えていることから考えて、この決定は院の意向に負うものであつたと考えられるし、周防国を獲得するための、重源の院への接近の努力が前提にあつた。

重源の院に対する態度を示す例として、空諦の室生舎利事件をあげることができよう。空諦は宋人（吾妻鏡）で重源の弟子であったが、建久二年、室生の仏舎利を盗んで発覚し大問題となつた。空諦と重源は興福寺から強い非難を受け、遂に重源が逐電するさわぎとなつた。ところが間もなく彼は空諦を伴つて院に至り、室生の仏舎利三十粒を献じたのである。このとき、女房丹三品が二粒、右大臣花山院兼雅も一粒を得て（玉葉、建久二・六・二〇）。兼実が空諦を「室生舎利流布上人」と呼んでいることからして、仏舎利が院以外にも流れることは予想されるが、当時の仏舎利に対する熱烈な信仰を背景としてのことであり、仏舎利をえた後白河院は深くこれに帰依し、今度の事件は別に詐偽ではないとしたゝめ、ことは穎便に済んだのであつた。これよりさき、重源は兼実に院の勅喚のあつたことを物

語つており、この仏舎利事件については院と重源間に或る事情が伏在したと考えられる。

文治二年から摂政となつた九条兼実は後白河院とともに南都再興に協力的であつたことは良く知られている。彼と重源との関係は、彼の日記に示される限りにおいては重源の再建活動を通じて深められたことは間違いないようであるが、さらに次のこととに注目したい。すなわち、建久七年六月十三日、重源は東大寺四天王像を九条御堂に安置し礼拝した。重源の指示によつて康慶・運慶らが大仏殿の脇侍菩薩と四天王像を造進するのは六月十八日から十二月十日にかけてのことであり、これらはさきに重源が九条御堂に安置した四天王像を模したものであつた。⁽¹⁾ すなわち、九条御堂の四天王像こそ「本様」だつたのである。兼実と重源のみなならぬ結び付きを示唆するものといえる。

重源が寿永の頃から万人に「阿弥陀仏」をつけ始めたことは良く知られている（作善集・愚管抄）。その理由は「此國の道俗、閻魔宮にひさまつかむとき、交名をとはれは、其時仏名を唱えしめむかために、あみた仏名」をつける（法然上人伝繪詞）という、きわめて明快な念仏普及の方便からであつて、その数はおびただしい数に及んでいる。そしてそれは造寺活動に広汎な人々を結集せしめるに不可欠な方便でもあつた。

「黒谷源空上人伝」によれば、兼実は「宿縁ニ催サレテ信仰世ニ超、崇重比類ナク、西方ヲモテ所期トシ、念佛ヲモテ正業トシ給ヘリ」という。法然の「撰択本願念佛集」の著述も兼実のすぐめによつたといわれている。寿永二年、重源は始めて兼実に招かれて入宋のことを物語りした。阿育王山のことなど、かなり非現実的な内容を含むようであるが兼実はこれをそのまま首肯し、彼を貴敬すべき人と感じ入つてゐるのであり、重源を通じての念仏への傾倒の端緒とみるとことができよう。

こうした院や兼実とのかゝわりを背景としながら、文治二年三月二十三日、周防国は東大寺造営料国に決し、同年四月十日、重源は周防国吏務を拝任した（周防国吏務代々過現名帳、以下「過現名帳」）。しかし十日にはすでに周防国に入つてゐるのであり（吾妻鏡）、三月二十三日、周防国の料国化が議決されると間もなく周防国に向けて出発したのである。周防袖始は四月十八日であつた（阿弥陀寺鉄塔銘）。

(1) 「山口県文化史年表」は九条兼実の惣处分を元仁元年としているが、兼実はこれよりさき承元元年没しているのであって、元久元年のあやまりである。

(2) 天福元年五月「八幡宮寺未断訟訴可蒙聖斷条々」石清水文書第五。

(3) 石清水宮の要求は感神院領周防国朝倉庄の場合に刺激されたものである。すなわち、貞応二年同院領となつた

朝倉庄は、貞永元年に至つて国衙領に還元されたが、同院は直ちにその替地として河内国石川東条庄を得たのである（祇園社記録）。

(4) 拙稿「重源上人について」山口県地方史研究一八。

(5) 「東大寺八幡大菩薩驗記」「文治二年神宮大般若經転記」「通海參詣記」、「通海參詣記」、「通海參詣記」、「通海參詣記」、「通海參詣記」。

(6) 安元元・一〇・二五「鎮西太宰府辺志摩県今津○誓願寺縁起」（太宰管内志所収）。

(7) 周防国東大寺造営料國化の過程については三坂圭治

める目的であった。兩人は遠流に処せられることになつたが、重源の請いにより、彼の知行国（見光は周防國、淨戒は備前國）に配せられることになった（百鍊抄）。

(1) 石田尚豊「重源の阿弥陀名号」（大和文化研究六の四尺云々、先造本様摸之、八尺為丈可奉造云々）

(10) 明月記、建久七年六月一三日条

已時許渡御九条御堂、東大寺上人奉渡東大寺四天像於

三

養和元年、重源は東大寺造當勸進の宣旨を受けて大仏鑄造に専念していたが、寿永三年にほど鑄造は終り、文治元年に開眼供養が行なわれた。次の事業は大仏殿・大講堂・八幡宮等を中心とする諸堂の建立である。翌文治二年三月、周防國が東大寺料國に宛てられると、重源は自己の念佛同行衆のほか、宋人陳和卿、番匠物部為里・桜島国宗など多くの工人を率いて周防祐に入り、まず大仏殿用材の伐採を開始した（造立供養記）。建久元年七月、最初に大仏殿の母屋柱が建てられ、十月上棟。そして六年正月、中門が完成、三月に至って供養が行なわれた。大仏殿の完成は造東大寺事業中最大目標の達成ではあったが、なお多くの堂宇の建立、仏像の造立が残されていた。その後の彼の行った作事の主なものをあげてみると、建久七年、大仏殿脇侍菩薩像・四天王像・中門石獅子造立。同八年、鎮守八幡宮上棟、正治元年、南大門上棟、法華堂修造。翌二年頃、良弁僧正御影堂修造。建仁三年、南大門金剛力士造立等があり、これら作事と並行して、伊賀・播磨・周防・摂津等の別所を基点としての造寺造仏活動も精力的に展開した。建仁三年、東大寺惣供養が行なわれ（東大寺統要録）、引き続き七重塔の建立に取り組まんとするとき、建永元年六月五日、彼は没した。

重源の没後、そのあとを継いで同年九月、大勧進に任せられたのは栄西であつた。⁽²⁾ 栄西は臨濟の徒ではあるが重源・東大寺に近いと同時に、彼自身が重源にみられるような勸進聖の側面を有していたことが前提として注意されねばならない。⁽³⁾

栄西の在任中に東大寺の主な工事は大いに進捗したが、たまたま承元二年六月十五日に焼失した法勝寺九重塔の造當に周防國が宛てられることになり、引き続き栄西が大勧進としてこれに当たった（元亨釈書）。法勝寺の經營はその建立以来、院政下においては国家的性格⁽⁴⁾を帯びたものであり、したがつてその再建は東大寺に次ぐにふさわしい重要な事業であった。元亨釈書によれば、栄西が着手するとすぐ完成したという。「吏務代々過現名帳」は栄西の前後に藤原公経を置いて、これについての批判は三坂氏前掲書に詳細である。⁽⁵⁾

法勝寺九重塔完成後、周防國は感神院（祇園社）造當料國化し、藤原隆衡、次いで松殿藤原基房が寛喜元年に至るまで國務を執つた。感神院造當料國化についてはこれまでほかにみるべき史料に乏しく、疑問視される向きもあつた。しかし、藤原隆衡下の目代左近将監保成（過現名帳）については、「三長記」建永元年六月二十日条にみえる「保成」を比定することができあり、藤原基房についても、「明月記」寛喜二年十二月二十九日条に、前日没した基房について、彼が周防・筑前二国を知行していたことを記しているのであって、「過現名帳」の記載は大綱において信憑しうると考えられる。

承元三年以後、周防國を手離した東大寺は寛喜元年に至つて同國を修理料所として獲得すべく運動を開始し、同三年までに寺門をあげて猛烈な対朝廷工作を展開した（三坂氏前掲書二編）。

寛喜三年の「觀世音寺御年貢請文案」（東大寺文書三・四・五三）によると、同二年の觀世音寺封よりの年貢未進が一三〇石にも及んでいる。未進の原因は地頭の対抗によると思われ、弘安頃になるとその經濟的価値は激減するのであ

る。東大寺財政中に大きい比重を占める鎮西諸莊園が寛喜段階でかなりの退潮をみせてきていたことが知られる。

寺内建築の未完了と鎮西諸莊園にみられるような寺財源の減少がこうした寺の激しい還付運動の動機となつたものであろう。また以後の大勧進・目代・周防雜掌を派遣しての直接支配の必然性もそこから考えることができる。

こうした寺の運動の結果、寛喜三年に至つて周防國を東大寺料國とすべき宣旨が下された⁽⁴⁾。この時大勧進に任せられたのが退耕行勇である。彼はさきに大勧進をつとめた栄西の法嗣でのち鎌倉淨名・東勝寺の開祖となつた。栄西が幕府に近かつたことはいうまでもないが、行勇も同じく幕府の信任厚く、將軍家の重要な法会にたびたび導師をつとめたことが吾妻鏡に散見される。北条政子も彼について受戒したし、彼女の創めた金剛三昧院の落慶導師を栄西がつとめ、建保元年には行勇が招かれて主となつている（延宝伝燈錄 卷六）。行勇の大勧進任命に当たつては栄西の推挙があつたと考えられるが、それと同時に彼が幕府部内に影響力を持つ点が東大寺に重視されたのである。この時上得地は公領に還元されていたが、九条・石清水社に返付さるべき上得地も行勇の画策によつて造寺料に含められるに至つた。

文治一寛喜年間にかけての周防國知行の推移の間、周防國ことてに得地柏の經營はどのように行なわれていたであろうか。法勝寺・感神院造當のことについては殆んど明らかになしえないため、東大寺の經營を中心にしてみるとこととする。

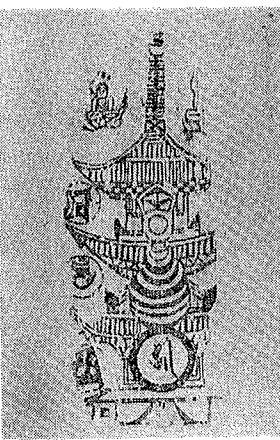
文治二年三月、東大寺は重源を周防に下向せしめると共に閏七月、天治元年以降東大寺諸莊に課せられてきた伊勢斎宮課役の免除申請をするなど、造仏に結集するかまえをみせた（文治二・閏七月「東大寺三綱大法師等解」）。

重源の最初の仕事は大仏殿用材の伐採と運搬であつた。佐波川を溯つて得地柏に入つた彼は工匠・役夫を指図して長さ十三丈、口径二尺三寸の棟木を含む巨材の探索伐採に着手した。これまで用材の伐採については佐波川本上流を中心と考えられてきたのであるが、先に述べたように、東大寺は下得地と共に上得地も得たのであつて、彼の活動は両得地保全域にわたつたとみなければならない。

下得地保について、野谷石風呂・関水、僧取淵（蓮花坊）、千人塚等の遺跡が残されており、用材の柏出しのルートと困難さを想定させる。また柏出しの一般的状況は、保内の地域を具体的にはしないが「造立供養記」や「玉葉」にかなり詳細である。ところで、上得地であるが、重源は周防に下向するとまもなく、保内に西方寺・極楽寺・安養寺・淨土寺の四力寺を建立したと伝えている（風土注進案・徳地）。重源の記述するところと伝える「上梁記」（安養寺・文治三・一一・二八）には「爰添勅願所南都東大寺大佛殿再発願、人皇七十七代後白河院禪定法皇勅命、并征夷大將軍源賴朝公命、以重源伽藍建立被任願主、疏普告天下勸進、國家請其志、亦蒙勅許、養和年中為勸進入唐、於彼國危難勝不可數、雖然依三寶加護力終歸朝、且當國下向、依大日告、賴朝公命以東大寺建立為材木採用、文治年中此地來、山開名蓮臺、一字建立寺號安養、重源自彫刻阿弥陀如來觀音勢至三尊當寺安置、文治二年丙午歲四月九日入佛開眼供養、此日白山権現出現入寺拜尊像、伽藍為鎮護此地來、重源建社當寺鎮守安置」とあり、柏經營に際して当寺を建立し、阿弥陀如來を安置したことが知られる。安養寺（法光寺）

には阿弥陀堂が現存し、阿弥陀座像と重源像などが残されている。

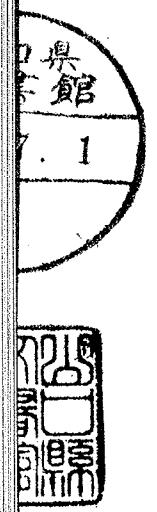
また、誓願記では、東の東大寺、西の阿弥陀寺、北の淨土寺・安養寺と対置しており、安養寺が淨土寺（得地）とともに「作善集」には記載がないが、阿弥陀寺、播磨・淨土寺、伊賀・新大仏などと同様、「別所」であった可能性が強い。風土注進案（得地第一）に安養寺の所蔵品として「多宝塔板 梵字数あり、鐘馗大臣板 梵字并九



徳地町安養寺旧藏板木

(印塔)

(拓本)



字、但上人自作にして檜のおとし板なり」とあり、このうち前者を最近の調査で発見することができた（写真参照）。これは板木であつて、三重塔を多量に紙に刷つて、広く庶民に頒ち、念仏を弘通せんとするものである（印塔）。多数の造寺造仏を勧進した重源としては、平安後半頃から流行した印塔、印仏の方法を用いて多数かつ容易に作る必要があつたのであろう。伊賀新大仏寺の「板五輪千仏塔」（建仁三）は彼の作るところであり、同様の機能を持つた「印仏」であつた。⁽⁴⁴⁾ 「作善集」にはこのほか、東大寺別所、摂津渡辺別所で「印仏一面一千余体」を作つたことがみえ、ともに彼の勧進活動の方便でもあつた。

得地保よりの杣出しについては先に一寸ふれたように、佐波川上流の滑方面より伐出した木材を船路の木津に集め、そこから下流まで左岸に水路を設け、そこから下流まで一一八カ所のせきを設けて巨材の運送の便をはかつた（閔水）。事実これは閔水の遺跡によつて確認することができる。

ところで、上得地保における杣出しはどのように行なわれたであろうか。鯖河内の安養寺から串・山畑を経て島地に至る山道の峠は「木引峠」と呼ばれており、当時、巣山・鯖河内方面からの材木を下畑まで陸路搬出し、島地川に浮べたことが知られる。また、高瀬村の「小津」は「木津」の転化した地名と考えられるが、この地点（地図K）は島地川本流と支流の合流する地域であつて、佐波川本流の木津同様、材木を集めめる地点であつた可能性が強い。すなわち、巣山・高瀬方面の杣からの材木を木津に集め、島地川から佐波川本流を経て搬出したと思われる。そして搬出に当たつては、やはり本流同様、閔水の方法によつたと思われる。⁽⁴⁵⁾ 以上のような上得地保における杣出しの状況からすれば、安養寺はこの地域の杣經營の前進基地であつたと考えることができる。

こうして搬出される木材は造東大寺用が中心をなしたことは勿論であるが、重源が建久七年、宋明州阿育王山に周

防の材木を送つて舍利殿造営に宛てゝいる如く（造供養記）、宋に送られて日宋貿易の主要品目となる契機ともなつたし、造船技術を有した陳和卿⁽⁴⁶⁾の杣入りからして、造船用材となつたことも当然予想され、造寺以外に多量の木材が寺再建の名の下に伐採されたのである。周防国より伐り出された木材の量は明らかでないが、文治二・三年の両年、用材に値する木材一三〇余本を採用している。たゞしこれは大仏殿の棟木・母屋柱・虹梁など主要なものであつて、轆轤を使用して一本を七〇人ばかりで動かしうる程のものであつた（玉葉、文治三・一〇・三）。試みに七〇人一日一本として、その給を二升⁽⁴⁷⁾とすると、一三〇本ですでに一八二石を要する計算である。その他の諸木材を含めて伐採、道作、河海運送を含めると夥だしい労力・費用の調達が必要であつた。したがつてこうした杣經營には大規模な体制的な背景が要請された。

文治三年二月、周防国在庁は、末武・得善地頭家重、久賀・日前・由良地頭江所高信の押妨を解とし、三月、重源がこれをうけて、さらに内藤盛經・三奈木守直・久米国真らの押妨を加えて院に訴えた（吾妻鏡、文治三・三・四）。在庁の解によれば、彼等地頭は「寄事於武勇、彼兩保令押領之上、御柱引食料令割置乃米四十餘石、打開官庫令押取之上、農業之最中、驅集人民、而令堀營城擲、以鹿狩鷹狩爲業、更不恐院宣、押取如此公家宛食物、而張行濫惡」あるいは保司の如く難事を張行したとする。元来、国衙領における庶務は保司が行なうたてまえであり、保内の庫の出納は在庁の納所使書生が行ない、その使途は周防国においては大勧進の指示によるたてまえであつた。また、当時の在地の状況は「天下之騒動以後、弥作田畠荒廃、土民如無、在府官人已下、天亡之輩不可勝計」（吾妻鏡、同日条）といふ有様であつたから労働力の徵發には苦しんだ。重源は最初、国内の田地に応じて人夫を割当てる方法をとつた。ところが在家と田畠は必ずしも比例しないことから不公平になつたため、文治三年頃から在家五家別、あるいは一〇家別に人夫一人というように徵發方法を改めたようである。こうした労働力の編成方法はあきらかに令制における

周防袖の伝領と經營（國守）

六〇

る難儀の系譜を引くものであり、労働力の調達と維持は国衙領の經營をそのまま、ふりむけることになされようとしたことがわかる。これに対する地頭の押妨は、重源の袖作業のための労働編成を、地頭が公的の根拠を持たぬまゝに自己の領主的展開のための労働編成にとり込もうとした結果生じるものであつた。⁽⁴⁾ 頗る朝の東大寺再建への非常な熱意からすれば、これら地頭の押妨は停止せしめられた筈である。しかしながら、すでに文治頃、周防国のみでは袖作業の維持は難かしかつたようで、重源は備前国の大略表文事（作善集紙背文書）には、「周防国材木引夫糧料二百十六石五斗五升」のほか、御瓦用、鑄物師河内権守是助給百七石、白土運上難用、梶取給などがみえている。このうち、河内権守（草部）是助は助延・是弘らと終始重源に従つてその事業を助けた河内の鑄物師で、阿弥陀寺鉄塔を鑄造したのも彼らであった（同塔銘）。あきらかに、備前国の場合もすべて大仏用途に振向けられており、さきの重源の備前荒野開発の線上に考えられねばならない。重源の國務管掌期の造東大寺領国は、周防国を含めて袖經營に大きい比重がさかれたのである。

建永元年六月、重源の没後をうけて九月（又は十月十一日）大勧進となつた栄西が博多誓願寺阿弥陀像造立や宋版一切經奉請（日吉山王利生記）などにみられるように早くから勧進活動で知られていたことはすでにふれた。東大寺大勧進職中の彼に次の書状がある（中村直勝博士蒐集古文書一〇）。

無左右申子細候之條、雖

東大寺事、異乎他可被

之間、令申候。當寺東塔

料材八九寸百支、自防州令

候之處、去五日夜大風令

而御領石津浦令吹寄

承候。可然者、可沙汰出之由、御

候哉。前々如此事出來候

當寺材木更無抑留之儀

如此申候。恐々謹言。

三月十六日

造東

謹上 石津浦地頭殿

これは栄西が東塔の造営に着手して、その用材百本を周防袖より海上輸送する途中、大風により石津浦に吹き寄せられた。そこで石津の地頭に用材を支障なく南都に送るよう依頼したものである。周防国は承元二年六月焼失した法勝寺九重塔造営料國となつて東塔造営は中断、栄西は同三年、法勝寺塔造営勧進となる。東塔はのち行勇が勧進として事業を継続し、貞応二年に至つて竣工する（東大寺史）。このことから考えて、右の栄西の書状は承元元年か二年に比定することができよう。

建暦元年、泉涌寺の不可棄法師が宋より阿武郡に帰着して博多に赴いたおり、彼の帰國を伝聞した栄西は博多まで出かけて彼と対面したが、それは周防国からであった（泉涌寺不可棄法師伝）。建暦元年といえば、法勝寺塔造営の最中であり、塔は三年四月二十六日完成、供養が行なわれた（愚管抄、仁和寺御日次記）。以上の諸点より考えて、栄西は造東大寺・法勝寺の間、ひんぱんに周防に下向あるいは滞在して用材の伐採運送に当たつたと思われる。そして彼

の柏經營は恐らく重源の動員した組織形態を継承したものであろう。しかし得地における栄西の所伝はない。

寛喜三年の周防受領時、大勧進として下向した行勇がそれ以前より大勧進として寺内の作事を差配するベテランであつたことはすでに述べた。行勇の在任中、寺内諸堂の整備は大いに進捗した。大講堂については、貞永二年、棟木三本の搬入を最初として、嘉禎二年十一月、柱立、同三年四月上棟。また、この年十一月には八幡宮社壇の造営を開始し同月末に上棟が成った。⁽³⁸⁾ 延応元年三月には大湯屋（建久年中建立）を新造した（東大寺要録 別当章）。

柏支配を中心とした重源時代の周防国においてもすでに地頭の在地における押妨は生起していた。前述の如く、それは官庫を開き住民を自由に使役するという「反公領」のかたちであった。重源は幕府を通じてこれを抑えるとともに、与田保の朝俊を地頭に任ずる（国衙補任地頭）⁽³⁹⁾ という、独自の地頭制を利用して在地勢力の掌握に努めたのであつた。

寛喜以後の周防国における柏の比重は大仏殿再建当時より低くなっているのであるが、柏からの木材運送は絶えずなされていた。元応頃と思われる「法橋懷賢奉書」（東大寺文書一・二四・六四九）には「防州柏山目代」のことがみえる。これは具体的なことはわからないが、鎌倉初期の大勧進による柏經營のかたちから柏山目代による經營に移つていつたことを推測させる。

正応四年、周防国府で放火により膳所が焼失するという事件が発生した。⁽⁴⁰⁾ この事件は犯人隋教の逮捕によつて原因が明らかにされた。すなわち、前大勧進聖然上人道月を再任せしめんがために、放火して現職の宝緒上人円乗をおとし入れようとしたものであつた。ところがこの事件は単なる道月側の一方的な陰謀ではなく、聖然上人と宝緒上人を中心とする派の対立が根本にあり、放火の行為は現勧進（宝緒）の不法を停止せしめんがためであつたとみられるふしもある。⁽⁴¹⁾ 当時、寺から大行事玄寛が柏実検のため周防に下向するなど、西塔・食堂などの经营の最中であつたが、

円乗は補任以来造営の実をあげず、折角周防から運んだ木材を淀河尻で勝手に売払つてしまつたために西塔料木はないなり、遂に十年間置かれてきた木屋もこわされてしまつたという。その後延慶元年、聖然上人が還補されるが、この年五月、彼の補任をめぐつて混乱がおこり、寺門閉鎖がなされた。⁽⁴²⁾ この争いの背景にはやはり、宝緒・聖然画派の対立が伏在したであろう。聖然上人のあと延慶三年に大勧進となつた禅性上人円瑜（京都戒光寺長老）も周防国に下向するとの在地諸勢力と結び付き、その行為を寺から非難されるようになつてゐる。彼は国府にあつて代官給人らと党を組んで国庫を破り、柏山を伐り出し、国領田畠を活却するなどの動きを示したという（東大寺文書五・四八）。このようないくつかの大勧進には建武頃の円觀上人惠鎮がみえる。元弘三年、任命された彼は周防からの正税雜物を淀から京都の自寺に運び取り、三面僧房の破損が著るしいのを放置、この間、修理したのは大講堂北軒廊柱二本を切り離いだのみという有様であった。

かつては東大寺造営を文字通り勧進經營するため任じられ、事実大きい功をあげてきた大勧進も鎌倉末期に至ると利権化する傾向をみせ、在地勢力との連携により、造寺用途の正税・木材はかえつて大勧進により収奪、抑留される状況すらみられるようになつたのである。

(1) 重源の周辺には空諦・伊行末など宋人が多い。東大寺

再建事業にかなりの宋人が重要な役割を果たした。東大寺完成後、帰國せんとする宋人鑄師が天皇に遇うことを欲したが異国の風が禁中に入るのを恐れて沙汰止みとなつたという（貴嶽問答）。こうした宋人の活動に関して、博多の通事であった宋人李宇に注目すべきである（東大寺統要録）。

(2)

「周防國吏務代々過現名帳」は栄西を法勝寺九重塔造當時に始めて勧進になったように記しているが、建永二年六月二十一日、東大寺華嚴会捧物料物を献上した彼は「造東大寺大勸進栄西」と記しており（中村直勝博士蒐集古文書）、元亨釈書の記述を裏付けている。

(3) 前掲「日吉山王利生記」によれば、李字の一切經奉請の願文を書いたのは栄西であった。

(4) 林屋辰三郎「法勝寺の創建—院政文化の一考察」（『歴史における芸術と社会』所収）

(5) 栄西後の藤原公經の任命については「過現名帳」以外になく、判断に苦しむところであるが、その下に目代としてあげられた「若狭橘前司元宣」については、元久二年、若狭国司に任命されており実在である（大日本史は「橘元定」とするが尊卑分脈に従い、元宣と考えられる）。

(6) 平岡定海「東大寺年中行事について」（『東大寺年中行事』昭和二七所収）

(7) 寛喜三・七・二〇「宣旨案」東大寺宝蔵文書四八。

(8) 行勇の大勸進任命については寛喜三年四月とされてき

一丁の免田をえている。こうした点から考えて、彼が重源に従つて周防に下り、現地で彼の事業を援助したことは確かであり、この点から安養寺阿弥陀像造立の可能性は彼に最も高いといえる。なお技術的な検討が必要である。

(9) 安養寺の重源像は古老の伝えるところによると、昔からあつた良い像がのちすりかえられたという（河野正氏調査）。

(10) 小林剛『俊乗坊重源の研究』八、伊賀新大仏寺の經營。

(11) 佐波川本流では「木津」の地名は現存しない。これまでは船路の「きわづ」が木津に比定されてきたのである。木津は中世においては引谷村に屬していたようである（元徳一、大行事下知状、阿弥陀寺文書）。

(12) なお遺構は確認しえてないが、高瀬の小津付近では佐波川本流同様「せき」を作ったという伝承が残っている（河野正氏調査）。

(13) 三浦圭一「一〇世紀～十三世紀の東アジアと日本」（『講座日本史』二所収）。

たが、「過現名帳」は同二年十一月十五日押任である。

「東大寺統要錄 宝藏篇」によると、寛喜二年七月十三日、勅封倉を開いてその納物を綱封倉に移すべき僧綱牒が出された時、綱封倉内の櫃に塵土が落ちるため、「一時的に綱封倉の納物を上司倉に移すことになった。上司倉は三字あって、このうち一字は勅進所が管理しており、当時、大勅進行勇律師は関東に住しているためこの一字には触れられぬ」としている。すなわち、行勇は同二年七月段階すでに大勅進であった。大勅進職と周防國知行とは別個に考えねばならない。

(14) 安養寺阿弥陀像は四尺五寸の座像で藤原期の様式をしている。安養寺の性格や所伝から重源にかかるものであることは間違いない。残念なことに記銘がないため、作を明らかにしないが、重源と快慶の関係からみて慶派の作になる可能性が強い。具体的に考へると、快慶の弟子大仏師長快を比定したい。彼は快慶同様、重源に帰依してのち定阿弥陀仏と号し（東大寺統要錄 造仏篇）、正治二年十一月「重源上人流記帳」（東大寺宝蔵文書）にみえる十二人の念佛衆の一人であって、末武に妻鏡同日条）。

(15) 建保五年四月十七日、陳和卿は鎌倉由比浦で唐船を進水させようとして御家人から数百人の延夫を動員し、將軍も見学した。しかしこの浦が唐船の如き大船の出入に適さなかつたため進水に失敗、浜で朽ちてしまった（吾妻鏡同日条）。

(16) 時代は隔たるが、天平二十年「東大寺写経所解案」（正倉院文書統々修三四）には「輔轄繩引三十一人料」が人別二升として六斗三升記されている。

(17) 大山喬平「国衙領地頭の一考察」（日本歴史一五八）七二二、昭和三七）。

(18) 堀池春峰「大勅進行勇消息について」（大和文化研究史一三七・一三八、昭和三四）。

(19) 平岡定海「中世における周防國衙領の性格」（南都仏教創刊）。拙稿「与田保地頭に関する一考察」（日本歴史一三七・一三八、昭和三四）。

(20) 拙稿「鎌倉末期周防國衙の一動向」（京大読史会「国史論集」所収）。

(21) 正応五・五「東大寺々僧聖尊等解案」（東大寺宝蔵文書五〇）。武藏公聖尊は聖然上人派の衆徒の一人で、放火事件当時関係者の一人であった。のち聖然が再任され

たとき、彼は檢非違使に任命されている。

(22) 正応五・四・一九「防州放火陳状案」（東大寺文書四

・二二）。

(23) 龜山殿御談義雜記抜萃（「仁和寺諸記抄」所収）。

(24) 松岡久人「鎌倉末期周防國衙領支配の動向と大内氏」
（『莊園制と武家社会』所収）。

四

寛喜の東大寺の周防受領後、九条道家の東福寺創建を契機として得地支配は東福寺に移され、保の帰屬をめぐつて両寺は銳く対立することになった。

九条道家は兼実の子良経の長子で光明峯殿・峯殿と呼ばれ、攝政関白の職にあつた。彼はたびたび受戒した（嘉祐元・一・一三「玉葉」、同五・二五「明月記」）ことから知られるように、弥陀信仰に深く傾倒し、天祐二年三月、唐本一切經供養・等身釈迦像開眼供養（百鍊抄）、嘉祐元年、閏六月、春日社一切經転説（興福寺略年代記）、同十月後白河天皇法華堂・源信・慈円・兼実墓所に如法經十部修納（明月記）、同十二月、愛染名王像一万体造立（明月記）など頻繁な修法、供養を行なつており、「法然上人行状画図」では、祖父兼実の影響で「源空の勧化」を信仰していたといふ。

嘉祐二年四月、彼は造寺の發願文を起草し、伽藍の建立に着手した（東福開山聖一國師年譜）。翌三年九月、曹為長の草した「法性寺殿阿弥陀經願文」（「願文集」四）によると、彼が最勝金剛院近くに仏殿を建立して五丈の釈迦像を安置しようとしているが「土木之營」が遅々としていると記しており、恐らく工事は二年に開始され、上得地保はこの時点で東大寺知行をはなれ東福寺造営料として施入されたものであろう。その後暦仁元年には越中國東条庄も寄せられている（吾妻鏡 延応元・七）。

建築工事はその後進捗し、延応元年八月五日、仏殿上棟（年譜）。建長二年には仏殿・僧堂・方丈・鐘樓・經藏・衆寮など主要な建物はほど出来上り（道家惣处分状）、建長七年に至つて完成、六月、開祖円爾弁円のもと開堂された（年譜）。もつとも円爾が道家に請ぜられるのは寛元二年、博多横嶽山湛慧に紹介されてからのことである。しかし円爾はこれよりさき、盛んに宋に往来して織物・焼物等の技術を筑前に導入し（東福寺誌）、あるいは宋徑山焼失の際、木材を送つてこれを助けるなど（「年譜」「臥雲日件録」康正三・四・二三）の活動があり、今度は東福寺の開山としてその造営を完成させ、文永八年、東大寺大勧進に任せられるなど勧進面でもすぐれた手腕を示した。

東福寺の上得地保支配については明らかになしえない点が多いが、道家惣处分状には寺領用途について「抑以三奈木莊地利、可宛住侶之資糧、於恒例物事、可省充家領之人、殊可有尋沙汰歟、以上得地保柏可宛修理料」とあり、両莊保についてはその用途を異にしたことが知られる。しかし管理は長老が直接管領し、年貢所得の収納には監寺が下向して掌るかたちをとつた。

これよりのち文和元年、出雲国加賀庄の替として周防國二宮莊地頭職⁽¹⁾（金子孫六跡）が東福寺に寄進された（古蹟文徵）が、それを差配する東福寺雜掌がみえており、恐らく上得地が寄せられた時に、監寺の管掌下に雜掌が置かれ、具体的な保務を担当することになったものであろう。また佐波川下流の伊佐江津に倉敷があつた。倉敷はすでに延応年間以来東福寺が知行し、同津の刀祢・公文・公文代が同津の所務を分掌していた。しかし同津は東大寺領仁井令と堺を接するため紛議を生じ、貞和四年、仁井令公文土師為経と下伊佐江刀祢兼公文代深重の間に堺の勝手について和解が行なわれた（東福寺文書四三四）。

このように東福寺が上得地—伊佐江津を知行したことはこれと接する国衙領を管領する東大寺としては「抱鬱憤」くところであった。そして鎌倉末期に至つて、東福寺住持琛海の訴状を契機として上得地保をめぐる両寺の争いが激しくなった。

発する。

当時、東大寺は食堂・西塔・三面僧房・大仏殿（柱替）・八幡宮廻廊、鳥居等の作事の最中であつて、なお多量の木材を必要としていた。徳治二年、東大寺は上得地を国衙に返付すべき院宣を得た。上得地柏を造営に利用しようとすると東大寺の運動の結果であつたと思われる。琛海の訴状はこの時点で提出された。彼の訴状は明らかでないが上得地保と九条家の関係から述べて改めて東福寺に還付さるべきことを訴えたものであつたろう。その結果、東福寺は再び上得地を安堵されたのであつた。

これに対して延慶元年、東大寺衆徒は解を上つて琛海の訴状に猛烈な反論を加えた。⁽³⁾

まず、琛海が元暦以後の九条家と上得地の由緒を述べるのに対して、それは東大寺が寛喜年中に周防国を再受領する以前のことであつて、棄捐さるべきものであること。さらに延慶二年（仁治元）、東大寺が肥前国を大講堂瓦用塗料として得た際に当時の大勧進行勇の肥前国相博の去状を副進したことについて、東福寺の主張は矛盾している。すなわち、九条道家からの寄進に問題がないのならば更に行勇去文を副進する必要はないのであつて、これを改めて提出したことはその前の九条道家の寄進に問題があるのではないか。

東大寺の反駁の要旨はこの二点に限られる。以上のような両寺の争論の論点となつてゐるのは九条家の由緒である。上得地が本来的に国衙領であるという認識に立つ東大寺と上得地が九条家の家領であったという認識に立つ東福寺の対立であった。したがつて東大寺は、上得地は国衙領であるから臨時用途で他に転用されていても、その済み次第国衙に還元される筈だとの発想に立つてゐた。行勇の去文が事実とすれば、それは東福寺側の半不輸の状態を意味するものでなく、今指摘した東大寺の発想に立つた上で、「当保が本来的に国衙領であることを主張しない」ことを認めたものなのかも知れない。結局、延慶元年の東大寺の運動は効を奏さなかつた。なおこゝで若干の疑念をのこすのは「雙峰國師年譜略」の記述である。これには「元応元年己未⁽⁵⁾七十歲入相陽、平副帥高時驩而相迎、聞師之香積不振、割防州上得地一莊、捨於東福」とあって、北条高時が上得地を寺に寄進したことになつておらず、延慶以後も当保が東福寺に繰り込まれていなかつたことになる。高時寄進の動機は元応元年二月の東福寺大殿炎上であろうがなおこの問題は検討を要しよう。いずれにしても延慶あるいは元応以後、東福寺領となり、再び東大寺が知行することはなかつた。その後の東大寺の柏は下得地保と富田の籠山に限られることになつたが、その下得地保も暦応二年四月、東福寺に寄進されることになる。その経緯は明らかでないが、恐らく、建武元年、火災によつて大殿を失つた東福寺が再建のため上得地に接する下得地の柏を得ようと運動した結果であろう。貞和五年にはあらためて同保と因幡国吉海郷が尊氏から寄せられた。⁽⁶⁾さらに正平六年、將軍義詮は下得地内伊賀道郷地頭職（町野肥前太郎左衛門尉跡）を寄進した。⁽⁷⁾

ところで、東福寺の下得地支配の内容はどうであろうか。貞和二年、東大寺大勧進代静祐は、近年、諸郷保の地頭が新田畠開墾のため山木を伐取り焼払つたりすることを非難し、東大寺食堂造営料確保のため富田村籠山を興業すべきことを訴えた。ここで注意したいことは、すでに下得地の興業についてふれていないことである。⁽⁸⁾これよりのち正平十七年、東福寺は寺造営の間、下得地保国衙惣檢免除の綸旨を南朝よりえ、統いて貞治三年、北朝より同様の綸旨をえた。これらることは、東福寺の下得地知行が当初は柏に限られ、国衙領田畠は「傍例」によつて東大寺が知行していたが、東福寺の保知行が拡大して保内国衙領田畠に及んでいったことを意味している。これに対して、東大寺側は永徳三年、東福寺に対する勅裁を不満としてその変更を求めたが東大寺の主張は採用されず、東福寺知行は貫徹された。⁽⁹⁾こうして東福寺による得地支配は柏から田畠支配に比重が移行していく。寺から都寺が庄主として保内の「庄屋」に向し、保頭・公文・刀祢を通じて保年貢の確保に当たつた。得地保から寺に納められる年貢は、康正二年分

の如きは上得地保上村一七〇石、錢三五二貫文、同下村一七〇石、錢三三五貫文、下得地保一七〇石、錢一二三貫文、合計米五一〇石、錢八一〇貫文に達した（東福寺文書四四四）。上得地の田数は不明だが、下得地は文明十九年、総田数一五四丁六反二七〇歩（うち定田一四四丁八反二三〇歩、分米三一七石余）で、このうち堀村を中心とした新田七四丁三反余が含まれている（東福寺文書四四五）。下得地においてこの頃、堀村中心に開発が進捗したことが推測されるが、こうした開発の進捗にもかゝわらず寺納年貢は室町期を通じてさしたる増減もなく、天文の頃から保全体として一三〇石（同文書四五二・四五三）程度となつた。天文二十四年の算用状によると、同二十二・二十三年度計二六〇石代錢一三〇貫文で、このうち寺納されたのは五五貫文にすぎなかつた。

一方、さきの永徳の訴えに失敗した東大寺と保のその後のかゝわりかたであるが、およそ四〇カ所にのぼる戦国初期の周防国衙領⁽⁴⁾のうち、下得地は一六一石三斗八升一合（田積不明）、文明十八年一六八石一合、があげられている。このことは造寺の間、東福寺が知行することを認められた国衙領が東大寺に返還されるに当たつて、折中のかたちをとつたことを推測させる。

その後延徳二年、大内政弘二男尊光⁽⁵⁾（輝弘）の自代就任を契機として、大内氏による国衙領支配が進捗し、年貢寺納は激減した。永正五年の大講堂・三面僧房焼失を契機として東大寺は国衙領の還付を運動し、六年これを果たした（三坂氏前掲書三編二章）。この時大内氏より返還された国衙領は五五七丁四反三〇歩に及ぶが、このうち下得地は僅か二丁三反小にすぎなかつた。このたびの還付運動の動機は大講堂等の再建が大きい目標であつて、六年十月に自代として下向した大喜院公意が翌七年に橘奈良定を佐波郡山行事職に補任したことは、下得地の還付が田畠よりもむしろ杓そのものであつたことを示している（永正七・一一・一二、阿弥陀寺文書）。

(1) 永和三年と考えられる「二宮領家職寄進状」（東大寺

書四三五）。

文書一・二四・五八七）には二宮社領免田について記し

(7) 正平六・一二・二三「足利義詮寺領寄進状案」（同上

文書四七〇ノ一）。

ており、その所領は、吉木本郷・佐波令・下得地・伊賀

(8) 貞和二・一〇「東大寺大勧進代静祐言上書」（東大寺

文書五・一四）。

(地)・矢地・三井等に散在していたことが知られる

(永和二・二・四「二宮領家免田注文」)。二宮莊とあるのは二宮社領の総称である。

富田は「山里」と「小畠・奥四熊」に分かれており、

前者には「杓給」がある。

(2) 嘉慶元・七・二七「後醍醐天皇綱旨」（東福寺文書四

三三一）。

(3) (延慶元)「東大寺衆徒等申状案」（東大寺文書一・二四・一三五）。

(9) 正平一七・二・一二「後村上天皇綱旨」（東福寺文書

三九九ノ七）、貞治三・六・一五「後光嚴天皇綱旨」

（同上文書四三六）。

(4) 厥応二・四・二七「周防守護大内長弘遵行状」（東福寺文書四一二ノ六）「東福寺領諸庄園文書目録」（同文書三九八）。

(10) 永徳三・八「東大寺衆議事書」（東大寺文書一・九）

(11) 一月一〇日「院宣」（後円融院カ）（古蹟文徵三）。

これを受けた性海靈見の没年は応永三年だから当院宣は建武元年の火災後、仮殿が再建されたが、それも同三年兵火にかかつた（固山鞏和尚行状）。同三年十二月

「東福寺諸堂造営注文」によると、予定の堂舎は、大仏殿、法堂、山門、鐘楼、僧堂、庫院、方丈等々多数にのぼり、その費用は一三万貫の巨額を要した（東福寺誌）。

(6) 貞和五・閏六・二「足利尊氏寺領寄進状」（東福寺文書

大、公文給一反、五ヶ村保頭給一丁二反がみえ、上得地保については、同上村および下村三作公文（東福寺文書

四四九）、刀祢は下畠・遠内・藤木・木津・大津江・栖山・仁保津河内に置かれた。このほか下得地に庄司がみえるが明らかでない。

(14) 戦国初期の周防国衙領を示す史料としては「国衙領注文」（東大寺文書一・五・八五）および「周防国々衙領散在諸郷保注文」（東大寺宝蔵文書五四）があるが、これらは両者をあわせて一巻に完結するものである。その成立年代は後者に文明十八年の記載があることから推定で

むすびにかえて

鎌倉期における得地柏は上下それぞれ伝領の経緯をことにしながらも、初期において東大寺・中期以降東福寺の造寺用途に用いられた。得地保はがんらい国衙領であるから、これの転用は国家的規模・性格の作事に用いらるべきものであり、そのことは同時に得地柏の重要性、特殊性を示したものであった。

初期の東大寺大勧進による伐採は大勧進の直接指揮のもと、佐波川本流から支流鳥地川の流域にかけての広汎な地域の柏からなされた。その後上得地をえた東福寺の經營も恐らく東大寺のそれを踏襲したであろう。こうした柏經營は在地領主層の活動と抵触せざるをえない。初期においては労働編成をめぐる対立が顕著であったが、後半になると、領主の田畠開発のための伐採切払いによって支障を蒙るケースも生じてきただ。また東大寺の場合、大勧進職の権化に伴い、商品価値の高い木材の横流しによる私利の追求もみられ、柏の經營は大勧進補任問題とからんに往々にして困難な事態を生じた。

室町期に入ると、保の經營は室町將軍家に接近した東福寺の主管するところとなつた。そして保内の開発に伴って保支配の中心は次第に柏から國衙領田畠に移行していくのである。一方、大内氏の領国制の進展に伴い、保年貢の確保は郷保に置かれた大内氏の代官、さらには山口館への接衝如何によることとなる。ことに大内輝弘（尊光）が目代となる延徳以降、その傾向は顕著となる。延徳四年、東福寺が得地保年貢確保のため用いた費用（滞在費・礼物代金）は六八貫文に達した。天文十九年、梅霖守龍は得地年貢納付を大内氏に訴えるため山口に下向したが、彼が最も腐心したのは得地保を知行する陶隆房、上得地代官柿並市祐、下得地代官伊香賀一次郎あるいは前代官毛利房繼らに対する配慮であり、からうじて得地年貢勘渡の確約を陶氏から得たのであった。

下得地国衙領若干の還付をえた東大寺も同様であった。享禄頃の学侶年預隆資の書状によると、下得地納米について、大内被官野上らと交渉するが言を左右にして去年以来米麦とも収納なく、止むをえず隆資の「借替」でなんとか節を遂げると述べている。室町期以後の保知行については大内氏による代官支配とのかわりにおいて詳細に検討さるべきものであり、稿をあらためる必要がある。

付記

小文は昭和四五年度文部省科学研究費奨励研究「中世周防国衙領の研究」の一冊である。

きる。そしてこの注文の写しは英麿が行なつたもので彼は草稿五「諸納所引付」にみえてるので写しの大体の年代もわかる。

(15) 尊光については、延徳三・八・二八「白石寺補任案文」（東大寺文書一・五・四五）から目代就任を三年とされているが、延徳四「東福寺領周防得地保年貢催促礼物算用状」に、「延徳二年秋ヨリ水上殿国衙ヲ御拘候て」とあり、二年秋から目代であったと考えられる。